留萌市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例による

固定資産税課税免除申請の手引き

1　固定資産税の課税免除

留萌市では、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を活用して高い付加価値創出し、地域内の事業者への経済的波及効果をもたらす事業（地域経済牽引事業）を行う事業者が、工場等の新設・増設や設備投資を行う場合、取得する固定資産のうち、家屋・構築物・土地に係る固定資産税の課税免除を3年間受けることができます。

当該課税免除の適用にあたっては、提出書類一覧に記載されている書類を添付して、固定資産税の課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除申請書を提出する必要があります。

例：令和6年5月に取得した家屋→令和7年度に課税→令和7年1月31日までに申請

※取得してから一定期間経過している固定資産に係る申請については、課税免除ができない場合があります。

※申請は、課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。

例：令和7～9年度の3ヵ年課税免除を受ける場合、計3回の申請が必要

2　要件

○対象事業者

地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、北海道知事の承認を得た後、国（経済産業省北海道経済産業局）へ「課税の特例確認申請書」を提出し、建物や設備等資産を取得する前に主務大臣の確認を受けた事業者

○対象資産

・家屋（事務所等に係るものを除く。）

・土地（取得後１年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手した土地に限る。）

・償却資産のうち構築物

※家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が１億円（農林業及び関連業種にあっては５，０００万円）を超えるもの

※農林業関連業種とは

製造業･･･食料品、飲料、たばこ、飼料、木製品、家具紙加工品、プラスチック製品、ゴム製品

卸売業･･･各種商品、飲食料品、木材、農業用機械、家具・建具

※北海道知事の承認を受けた地域経済牽引事業の用に供する資産であること。

○課税免除を受けるための手続き

資産を取得した翌年の１月３１日までに、必要書類を添えて申請書を提出してください。

※次年度以降も同様の手続きが必要です。

○提出書類

・固定資産税課税免除申請書
・地域経済牽引事業計画の承認申請書（写）
・地域経済牽引事業計画の承認通知書（写）
・事業所全体の平面見取図
・建物の平面図　　・償却資産位置図
・法人税申告書別表 16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(写)
・土地及び家屋に係る登記簿謄本（写）
・土地及び家屋の取得に係る契約書（写）
・建築確認済証（写）　　・定款（写）
・事業所のパンフレット（原本）

３　課税免除対象施設一覧表(例)

	施　　設	対象
工場と同じ棟	●製造ライン及び関連施設	
	製造のライン	○
	製造工程の一部である試験・検査施設	○
	上記以外の試験・検査施設	○
	従業員用の食堂・休憩室・着替え室	○
	こん包作業場	○
	出荷作業場	○
	事務室	○
	事務室の従業員が使う食堂・休憩室・手洗い	○
	倉庫（作業場でも製品・部品の置き場部分は倉庫と見なす。）	○
	●製造関連でないもの	
	営業部門の事務室	×
	営業に関連・付随する部屋等（ショールーム等）	×
	食堂等テナント等に貸しつけている施設	×

工場と別棟	機械室（工場用の耐用年数を用いているものに限る）	○
	工場の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舎	×
	倉庫	×

４　地域経済牽引事業計画

○留萌市基本計画（令和６年３月２２日同意）

＜計画のポイント＞

・留萌市では、従業者数、売上高の約１割を食料品製造業が占める経済構造となっており、その中心になっているのが、日本一の加工生産量を誇るかずの子や新鮮な水産物の加工生産である。また、農産物では、北海道内屈指の高品室米生産地として高い評価を受けている。

・観光では、国内屈指のアウトドアメーカーである㈱モンベルと包括連携協定を締結。「モンベルアウトドアヴィレッジるもい構想」を策定し、アウトドアを核としたまちづくりを進めている。

・国の重要港湾「留萌港」には、大型岸壁（マイナス１２ｍ、マイナス１０ｍの各１バース）を備えており、大型貨客船が着岸可能であるほか、物流面において大きなアドバンテージを有している。

・また、留萌市は日本海沿岸に位置していることから、安定した風力を通年で維持できる環境を備えている。

⇒こうした地域特性を活かし、食料品等製造・販売、観光、物流、環境・エネルギーを更に推進し、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

＜促進区域＞

留萌市全域

＜経済的効果の目標＞

１件あたり平均４７百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を３件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で１．３９倍の波及効果を与え、促進区域で約１９６百万円の付加価値額を創出することを目指す。

＜地域経済牽引事業の承認要件＞

【要件１：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

①【地域の特性】留萌市のかずの子・米等の食資源

【活用戦略】食料品等製造・販売

②【地域の特性】留萌市の自然等観光資源

【活用戦略】観光

③【地域の特性】留萌市の港湾・風力資源

【活用戦略】物流・備蓄補給、環境・エネルギー

【要件２：高い付加価値を創出すること】

・付加価値増加分：４，６１１万円超

【要件３：いずれかの経済的効果が見込まれること】

①売上：１％増加　②雇用者数：１人以上増加

※要件２は地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値

〇地域経済牽引事業計画の申請について

地域未来投資促進法に基づく各種支援策を活用するには、事業者が留萌市基本計画の内容を確認の上、「地域経済牽引事業計画」を作成し、北海道知事の承認を得ることが必要です。

※承認には時間がかかります。また、申請内容に不備があると受理できないことから、申請をお考えの方は必ず北海道経済部産業振興局産業振興課内に設置した相談窓口「地域未来投資総合支援室」（電話：０１１−２０４−５３１１）へ事前相談を行ってください。

※地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大 50%）又は税額控除（最大６%）を受けることができます。

※本税制措置を受けるためには、【STEP１】都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（申請先⇒都道府県）を受けた上で、【STEP２】国（主務大臣）による課税特例の確認（申請先⇒地方経済産業局）を受ける必要があります。

＜事務手続きの流れ＞

① 地域経済牽引事業計画申請に係る事前相談【事業者】

② 地域経済牽引事業計画の承認申請書作成【事業者】

③ 地域経済牽引事業計画の承認申請書提出【事業者→道】

④ 地域経済牽引事業計画の承認【道→事業者】

⑤ 工事着工 施設・設備の取得【事業者】

⑥ 課税の特例に係る確認申請書の作成【事業者】

※施設の工事着工、取得前

⑦ 課税の特例に係る確認申請書の事前提出【道→国】

⑧ 課税の特例に係る確認申請書の提出【事業者→国】

⑨ 課税の特例に係る確認【国→事業者】

※施設の取得前

⑩ 施設・設備の取得【事業者】

■□手続きの流れに関する注意点

★対象資産にかかる工事の「着工」は地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要です。
★対象資産の「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要です。

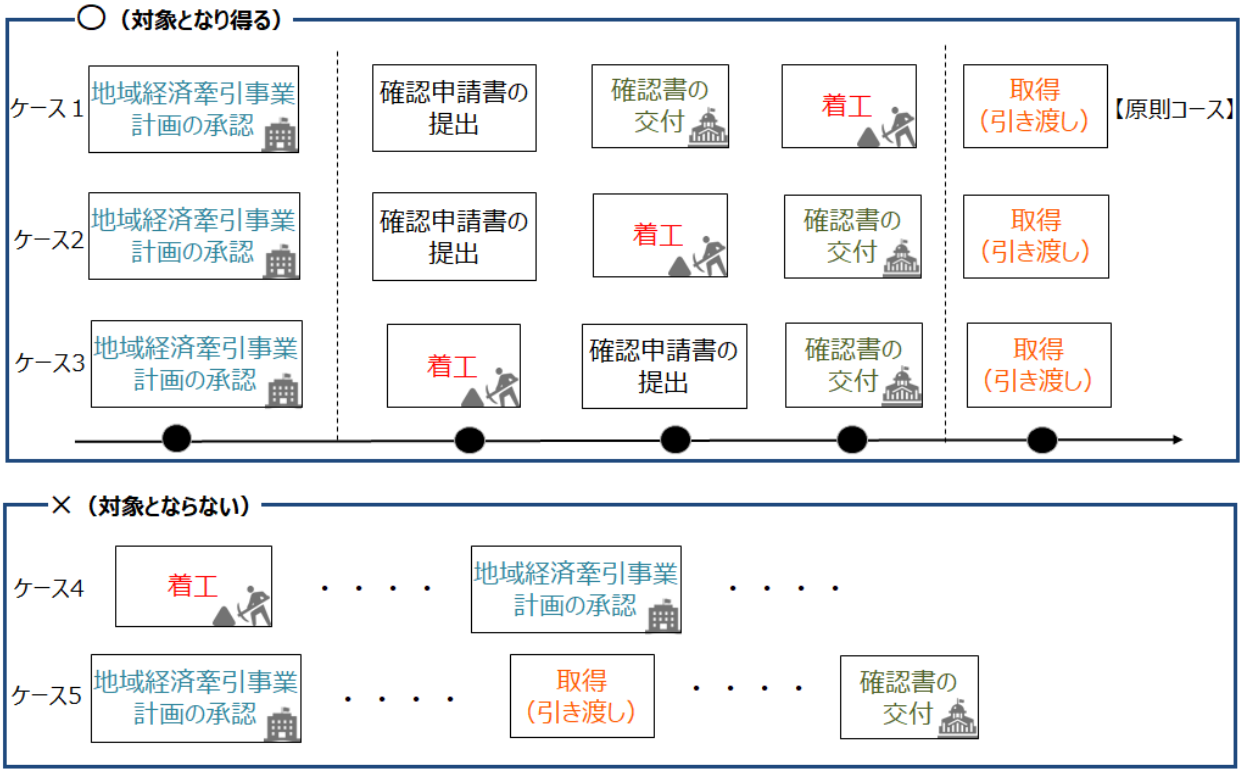

■□STEP2（③④）:国（主務大臣）による課税特例の確認

＜課税特例の要件＞

申請にあたっては、大きく通常類型と上乗せ類型（A，B，C）の３種類があります。
また、要件①の先進性の有無の部分について、上記類型とは違う観点から確認を行うサプライチェーン（ＳＣ）類型、特定非常災害の被災地域にて事業を実施する場合に同要件を免除する災害特例もご用意しております。
★ＳＣ類型の申請を検討している事業者の方は申請内容が複雑なため、事前に地域経済政策課にご相談ください。

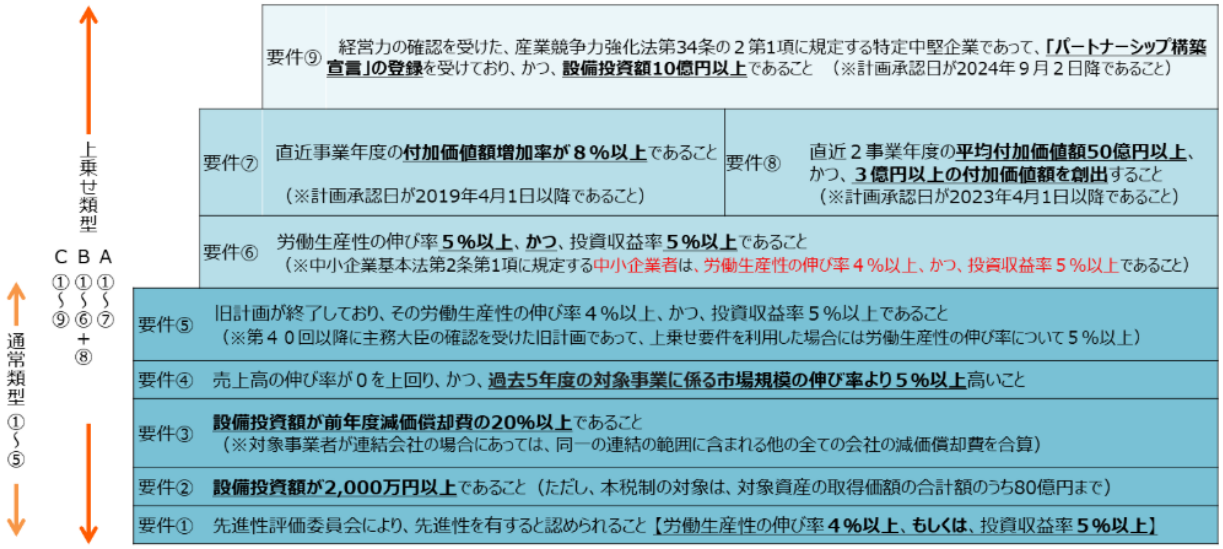

＜地域経済牽引事業計画の承認申請提出書類＞

・承認申請書（※別表１－１を添付してください。）
・定款
・最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書
（これらの書類がない場合は、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）
・会社概要・パンフレット（製品・サービスが分かるもの）
・【中小企業者の場合】
従業員数（承認申請時の常時使用する従業員の人数）の根拠資料〔直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等〕
・【中小企業者において、直近決算時点から資本金の額に変更があった場合】
承認申請時の資本金の額がわかる資料（履歴事項全部証明書等）
・【建物の新築等がある場合】
建物に関する資料〔図面（位置図、平面図、立面図）、工程表等〕
・【設備投資がある場合】
設備に関する資料（カタログ、見積書等）

別記様式第１号（第２条関係）

記入例

固定資産税課税免除申請書

令和６年１２月１５日

留萌市長

申請者
住所又は所在地　留萌市幸町１丁目１１番地
留萌経済㈱
氏名又は名称　代表取締役　留萌太郎　印

留萌市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例第２条の規定による年度分の固定資産税の課税免除を受けたいので、同条例第３条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事業所の名称及び所在地
留萌市幸町１丁目１１番地

２　事業の内容
製造業（食料品加工）

３　設置した対象施設の名称
第３生産工場、倉庫

４　工期及び操業等開始日

⑴　家屋又は構築物を建設する工事に着手した日
令和６年３月１５日

⑵　家屋又は構築物を建設する工事が完了した日
令和６年１０月３１日

⑶　操業等を開始した日
令和６年５月１日

5　家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地の内訳

⑴　土地

所在地番	取得年月日	取得面積（㎡）	取得価格（円）	事業用建物建設着工日	事業用建物敷地面積（㎡）
留萌市幸町1丁目11番地	令和6年1月15日	5,000㎡	21,000,000円	令和6年3月15日	1,000㎡
合　計		5,000㎡	21,000,000円		1,000㎡

⑵　家屋

用途構造物等の区分	取得年月日	取得価格（円）	減価償却の開始年月日	家屋全体の面積（㎡）	課税免除対象面積（㎡）
工場	令和6年4月15日	200,000,000円	令和6年4月15日	1,000㎡	1,000㎡
倉庫	令和6年4月20日	20,000,000円	令和6年4月20日	330㎡	―
合　計		220,000,000円	令和6年4月15日		1,000㎡

⑶　構築物

構造物の種類	構造物の名称	取得年月日	取得価格（円）	減価償却の開始年月日	耐用年数
構造物	舗装工事	令和6年4月25日	1,500,000円	令和6年4月25日	10年
機械及び装置	加工装置	令和6年4月15日	405,500,000円	令和6年4月15日	12年
合　計			407,000,000円		

6　添付書類

⑴　承認地域経済牽引事業計画の承認申請書及び承認書の写し

⑵　対象施設の位置図、家屋の平面図及び構築物の配置図

⑶　対象施設について事業の用に供した日、取得価額及び耐用年数を明らかにする書類

⑷　家屋又は構築物の敷地である土地の売買契約書の写し

⑸　法人にあっては、定款及び履歴事項全部証明書